

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		ひととき保育の運営		款	4	項	2	目	1	事業	2	整理番号	255	
担当部課名		保健福祉部保育課		係名	管理係			連絡先電話番号	1373		昨年度整理番号	262		
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部保育課					予算事業区分	既定事業						
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	18	年度									<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等		(1) 杉並区ひととき保育・つどいの広場運営要綱 (2) 杉並区ひととき保育・つどいの広場運営費等補助金交付要綱					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○すべての子育て家庭が安心してゆとりのある子育てができるよう、ひととき保育・つどいの広場を身近な地域に設置します。					活動指標名(式)		(1) ひととき保育運営費助成及び委託数 (2) 開所日数					
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○区が整備したひととき保育・つどいの広場の運営を民間事業者等に委託又はその運営費等を補助する。					成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標					
	成果指標名(1)	ひととき保育年間延べ利用者数												
	算定式・指標の説明等													
	成果指標名(2)	ひととき保育年間利用稼働率												
	算定式・指標の説明等													
区分		単位	21年度		22年度		23年度				24年度	計画(目標値)に対する23年度の達成率 %		
			実績		計画	実績		計画(目標値)		実績			計画	
指標	活動指標(1)	①	所	9	9	9	9	9	9	9	9	100.0		
	活動指標(2)	②	日	2,174	2,130	2,353	2,396	2,385				99.5		
	成果指標(1)	③	人	18,246	20,000	18,863	20,000	17,544	20,000			87.7		
	成果指標(2)	④	%	56.0	65.0	54.6	60.0	51.0	60.0	60.0		85.0		
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	81,049	84,493	83,354	87,634	86,021	88,309	23年度予算執行率% 98.2				
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項				
	(内)委託費	⑦	千円	10,038	10,229	10,189	12,017	11,838	13,517					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.30 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00				
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	2,664	2,676	2,676	2,670	2,670	2,670				
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0				
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	83,713	87,169	86,030	90,304	88,691	90,979					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	9,301,444	9,685,444	9,558,889	10,033,778	9,854,556	10,108,778					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	63,824	0	70,214		63,037					
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	17,500		17,500					
		都からの補助金等	⑮	千円	14,516	0	280		0					
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0		0					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	78,340	0	87,994	0	80,537	0					
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	5,373	87,169	▲ 1,964	90,304	8,154	90,979					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	76.2	0.0	81.6	0.0	71.1	0.0						

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 255

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		ひととき保育運営助成	8	所	72,829
		ひととき保育高井戸事業委託	1	所	9,225
		その他 (通信運搬費、謝礼金、施設維持管理費、賃借料等)			3,967
	(2) 事業実績	平成21年までにひととき保育を9所開設しました。運営事業者のスキルアップを図るため事業者研修を2回行い、事業者同士の情報交換や交流を図るため施設連絡会を開催しています。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	ひととき保育馬橋は地域の保育グループの運営で18年12月に開設。上荻は民家の施設提供を受け、NPO団体の運営で19年3月に開設。高井戸と阿佐谷は18年度中に施設改修・建設が終了し、19年4月に開設。方南と宮前は19年度中に施設改修が終了し、20年3月に開設。八成と堀ノ内は20年度中に施設改修が終了し、21年3月に開設。西荻窪は21年度中に施設建設が終了し、21年10月に開設しました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	平成20年3月実施の「杉並区子育て支援ニーズに関する調査結果報告書」で、ひととき保育を利用したことがあると回答した人のうち、「満足」「やや満足」との回答が6割以上でした。一方、「やや不満」「不満」と回答した人のうち、「予約がいっぱいで(予約が)取りにくい」が8割以上でした。その後、施設が増え利用者数も増加しています。つどいの広場は地域住民の協力のもと、親子参加の催しや講座を行う施設もあり、多くの区民の参加がありました。
	今後の予測	保護者の通院の際や、リフレッシュをしたいときなどに気軽に利用でき、精神的にゆとりをもって子育てできる環境を実現するためのひととき保育・つどいの広場の需要は今後も高まっていくものと思われます。
	評価と課題	平成21年度までに9所開所され、保護者の通院やリフレッシュなどの際の利用要望に応える場としてのひととき保育が増えてきました。一方運営する側にとっては多様な利用者ニーズの把握や保護者とのコミュニケーションに苦慮しているところです。各施設の運営主体は様々で、運営方針等も必ずしも一致してはいない中で、施設運営に反映できるような研修や、情報交換の場の充実を引き続き図っていく必要があります。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	子育て応援券の購入制への移行や、震災の影響により利用者数が減少しています。一方で高い利用率を維持している施設もあり、地域によって利用ニーズ等に差が見られます。保育園の増設等の影響も考えられるため、今後も利用者の動向を見守る必要があります。また、利用者の減少傾向が続くようであれば、利用方法や利用料の見直しを検討することも今後の課題となります。 区における児童虐待未然防止、地域子育て支援サービスに係る新たな拠点・ネットワークのあり方について、国の地域子育て支援拠点も踏まえた検討がなされており、本事業の今後のあり方についても、合わせて検討していきます。		

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		子育て応援券		款	4	項	2	目	1	事業	3	整理番号	256	
担当部課名		保健福祉部子育て支援課		係名	子育て応援券 担当		連絡先 電話番号	1395		昨年度 整理番号	263			
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部子育て支援課							予算事業区分	既定事業				
事業開始		平成	▼	19	年度									<input checked="" type="checkbox"/> 主要事業
事務事業の概要	対象		<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理		根拠 法令 等		(1) 杉並子育て応援券事業実施要綱							
	就学前の子どものいる保護者(所得制限なし) 子育て支援サービスを提供する事業者				(2)									
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		活動指標名(式)				(1) 子育て応援券対象者数							
	○乳幼児のいる子育て家庭が、子育て応援券でサービスを利用することで、地域の中でいろいろな人と関わりながら安心して子育てができるようにします。 ○子育て支援サービスを提供する事業者を増やし、地域に子育てを応援する人を増やします。						(2) 子育て応援券交付者数							
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標										
○地域の中で人と関わりながら子育てをするきっかけとなるサービスに利用できる応援券を交付する。 ○出生時に1万円分の応援券を無償交付する。有償の応援券(1冊3千円で1万円分)を購入申込者に交付する。 ○サービスは審査基準に合致し事前登録した事業者が提供する。		成果指標名(1)		子育て応援券のサービス提供事業者数										
		算定式・指標の説明等		サービス提供事業者として区に登録している数										
		成果指標名(2)		応援券交付(購入)者率										
		算定式・指標の説明等		応援券交付(購入)者数÷応援券対象者数										
区分		単位	21年度		22年度		23年度		24年度		計画(目標値)に対する23年度の達成率 %			
			実績		計画		実績		計画(目標値)					
指標	活動指標(1)	①	人	26,760	24,600	24,238	26,000	25,186	26,400	96.9				
	活動指標(2)	②	人	26,253	3,000	9,893	13,000	12,102	11,880	93.1				
	成果指標(1)	③	事業者	1,040	1,200	1,078	1,200	854	870	71.2				
	成果指標(2)	④	%	86.9	12.3	40.8	50.0	48.1	45.0	96.2				
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	1,028,642	903,245	899,751	738,863	678,380	615,859	23年度予算執行率% 91.8				
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項				
	(内)委託費	⑦	千円	65,883	113,774	112,471	122,672	101,194	114,958					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	3.60 3.00	4.00 3.00	5.04 3.00	4.00 3.00	4.61 3.00	4.00 3.00	○活動指標(対象者数・交付者数)は、有償のみです。 ○子育て応援券対象人数は、26,200人です。 ○応援券の有効期間が発行年度の翌年度までのため、23年度の支払いは22年度以前に交付した応援券の支払いが65%です。				
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	31,964	35,680	44,957	35,600	41,029			35,600		
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	8,379	8,850	8,850	9,240	9,240			9,240		
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	1,068,985	947,775	953,558	783,703	728,649	660,699					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	39,947	38,527	39,341	30,142	28,931	25,026					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	4,545	78,561	111,450	154,446			50,250		
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0			0		
		都からの補助金等	⑮	千円	35,796	37,005	28,446	0	0			0		
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0			0		
		特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	千円	35,796	41,550	107,007	111,450	154,446			50,250		
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱	千円	1,033,189	906,225	846,551	672,253	574,203	610,449					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.5	8.2	14.2	21.2	7.6						

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 256

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		応援券支払(応援券利用者数:有償8,400人、出生時1,312人) 運用業務(応援券交付者数:有償12,102人、出生時4,064人) 応援券印刷 応援券ガイドブック発行 その他()	延9,712 延16,166 61,400 28,000 26,681	人 人 冊 冊	571,357 62,736 11,836 5,770
(2) 事業実績	子育て応援券については、国の子ども手当の導入を受けて、平成22年10月から従来の無償交付からプレミアム付きの有償交付に転換しました。また、平成23年度には有償交付にしたことの検証を行った上で、平成22年度事務事業の外部評価結果に対する対処方針を踏まえ、応援券の対象サービスや交付方法など応援券事業を抜本的に見直しました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	○サービス提供事業者は事業開始時点の131事業者から22年度末1078事業者に延びましたが、平成23年度から鍼灸マッサージ・民間療法などの施術を対象サービスから除外したため、平成23年度末は854事業者でした。 ○事業開始時は、対象者全てに無償の応援券を交付していました。国の子ども手当での支給を機に、有償制を導入しました。平成22年度「事務事業等の外部評価(杉並版「事業仕分け」)の結果をうけ、平成24年度からは出生時・0～2歳児への無償交付、0～5歳児には有償応援券の購入制等事業を見直し
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	○応援券利用者へのアンケートでは、地域の様々な人と関わったり外出のきっかけになっているかという設問に、利用者の85.6%の方が「思う」「やや思う」と答えています。 ○年3回の購入・交付手続きについて、利用したいときに購入できないとの声が多数あります。
	今後の予測	○平成24年度から無償応援券の交付の拡大と、有償応援券の購入冊数の引き下げにより、歳入額の大幅な減額が見込まれます。 ○無償応援券の交付枠を拡大することで、有償制になって購入を控えていた家庭がサービスを利用する機会が増大します。利用者のニーズにあった、より質が高く内容の充実した、数多くのサービスの提供が求められていきます。
評価と課題	平成23年度は、有償制の導入などにより、応援券対象者に占める交付(購入)者の割合は目標数値を若干下回ったとはいえ、引き続き多くの子育て家庭に利用していただきました。平成24年度からは、事業目的に即した対象サービスの提供と無償応援券交付枠の拡大などを柱とする、見直し後の応援券事業の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
平成23年度の事業の見直しの方針をうけ、平成24年4月に、有償化から無償応援券交付枠の拡大、有償の購入冊数の引き下げ等交付方法の変更を行います。24年度は、一部サービスの廃止や区外サービスの制限などと、25年度は親子参加サービスの新基準でのサービスを実施するため、24年度は移行準備期間として事業者へサービスの再申請手続きをしてもらい、応援券の目的にそった内容に見直していきます。			
事業の見直し結果を杉並区実行計画のローリングに反映していきます。			

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 257

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		表彰式の実施	3	回	854
		青少年育成委員会助成	17	団体	15,607
		ボーイ・ガールスカウト共催事業	3	回	330
		未成年者の飲酒・喫煙防止キャンペーンイベント	1	回	98
		その他(すぎなみ舞祭)	1,027		
	(2) 事業実績	青少年表彰は、通年で推薦できるしくみに改正し、多くの推薦を得ることができました。また、表彰式以降に小・中学校の最高学年による善行で表彰の機会を失う青少年に対する表彰機会として、年度末の学校行事において表彰をしました。すぎなみ舞祭では、新たな青少年育成団体の協力を得ることができ、多くの区民に周知され、格段に知名度を上げることができました。未成年者の飲酒・喫煙防止キャンペーンについては、学校の冬期休業に併せた中高校生の自制意識向上を促進するために、防止啓発イベントを実施しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	青少年の学校内外におけるボランティア活動などが、豊かな人間性、社会性を養うため必要であるとの認識が高まっています。また、平成18年度から都立高校において奉仕の時間が授業に取り入れられています。少子化の進行等を背景に、育成事業の対象者が小学生向けとなり、中学生対象の事業参加者が少なくなっています。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	地域のつながりが希薄化する中、地域の育成団体が実施する事業により、地域の連帯が強められました。一方で、地域における様々な団体が実施している青少年向けの育成事業は、重複する傾向にあります。
	今後の予測	町会が基盤となっている青少年育成団体は、役員の高齢化に伴い、団体全体の高齢化が進んでいるため、活動を活性化させ効果を上げる取組みをしていくためには、学校やPTAの役割が重要になっています。
	評価と課題	青少年育成において、区や地域の取組みを中高校生に周知する手段・方法は、アナログ情報では伝えにくい現状にあります。中高校生の情報伝達の手段や方法を研究し、区や地域の取組みを多くの中高校生に伝えられる仕組みを確立していきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
	青少年育成団体の役割として、近い将来に地域における稼働年齢層となる中高校生が、主体的に地域の取組み参画していけるような仕組みを作っていきます。また、区の取組みや情報が届きにくい中高校生に対し、中高校生の目に触れやすい情報通信ツールを活用し、中高校生が主体的に取組みたくなるような機会や場を提供していきます。		

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		青少年の自立応援・社会参加事業			款	4	項	2	目	1	事業	5	整理番号	258	
担当部課名		保健福祉部児童青少年課			係名	青少年係			連絡先電話番号	4402		昨年度整理番号	265		
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部児童青少年課			予算事業区分			既定事業							
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	25	年度										<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等		(1) 成人祝賀のつどい実施要綱 (2) ユースプロジェクトすぎなみ設置要綱						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○学齢期から就労に至るまでの青少年が、自己有用感や自己肯定感を意識し、社会を構成する主体としての自覚を持ち、自身の力を発揮し健やかに成長することを目的としています。						活動指標名(式)		(1) 成人祝賀のつどい出席者数 (2) 自立支援・社会参画事業実施回数					
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○学齢期の青少年を対象に、区政への参画や地域情報収集のための取材活動など、体験活動の場や機会を様々な方法で提供する。 ○大学進学と就職の進路を決定する高校3年生に対し、進路指導の担当教諭等が進路決定の指標となる指導が的確に行えるように、対象世代の仕事に対するリサーチを行い、必要に応じて体験講座等を実施する。						成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標					
		成果指標名(1)		自立支援・社会参画事業参加人数											
		算定式・指標の説明等		各実施事業の参加延べ人数											
		成果指標名(2)		仕事に関するアンケートの回収率											
		算定式・指標の説明等		回答者数÷調査依頼者数×100											
区分		単位	21年度		22年度		23年度		24年度		計画(目標値)に対する23年度の達成率 %				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績						
指標	活動指標(1)	①	人	2,257	2,070	2,247	2,237	2,150	2,100	96.1					
	活動指標(2)	②	回	78	70	73	62	84	70	135.5					
	成果指標(1)	③	人	1,223	1,328	2,505	3,072	5,195	5,000	169.1					
	成果指標(2)	④	%	0.0	100.0	93.0	95.0	93.0	95.0	97.9					
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	12,843	14,119	12,898	14,084	12,307	14,122	23年度予算執行率%		87.4			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項					
	(内)委託費	⑦	千円	8,066	8,270	8,051	8,571	7,961	8,267						
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	2.37 0.90	2.00 0.90	2.40 0.90	2.00 0.90	2.44 0.00	2.00 0.00						
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	21,043	17,840	21,408	17,800	21,716					17,800	
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	2,514	2,655	2,655	2,772	0					0	
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	36,400	34,614	36,961	34,656	34,023	31,922						
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	16,128	16,722	16,449	15,492	15,825	15,201						
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0					0	
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0					0	
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0					0	
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0					0	
		特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯	⑰	千円	0	0	0	0	0					0	
差引:一般財源⑪-⑰		⑱	千円	36,400	34,614	36,961	34,656	34,023	31,922						
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 258

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		ユースプロジェクトすぎなみ委員会の運営	36	回	489
		青少年情報誌セドルの編集委員会運営・発行	6,000	部	2,189
		ジョブスタート支援事業	1	回	599
		成人祝賀のつどいの実施	1	日	6,736
		その他 (キッズホームページの運営、絵本の読み聞かせ講座、小冊子発行)	2,294		
	(2) 事業実績	ユースプロジェクトすぎなみの参加者は、近年応募者が減少し、定員の5～6割程度の規模で活動しました。ジョブスタート支援事業については、区内高校16校の協力のもと、高校2年生約5,000人から仕事に関するアンケートと、各校におけるキャリア教育の現状を知ることができました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	子ども・若者育成支援推進法の施行を受け、青少年育成施策大綱に替わって、新たに子ども・若者ビジョンが策定されました。長引く景気低迷の影響を受け、非正規労働者が増大しているなど雇用環境が大きく変化しており、若者は将来に対して大きな不安を抱えています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	ユースプロジェクトすぎなみは、区が青少年に委嘱する事業として委嘱内容や設置目的が委員に浸透しにくく、活動成果が現れにくくなっています。同世代の若者が特定のテーマにより語り合う機会が減少している中、若者同士が議論し、自らの意見を対外的に表明できる場として、事業に広がり強く求められています。
	今後の予測	事業に参加する子どもたちが、自己表現を拒み、何事にも関心を持たない内向き思考が強くなってきている同世代の若者に対し、いかに情報を伝え、興味を持ってもらえるような企画を立案し、実施できるような事業に転換していきます。
	評価と課題	事業の参加者が何により情報を得ているのかを検証し、魅力ある取組みとして認知されるような広報戦略が求められています。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	情報が伝わりにくい中高校生に対する新たな伝達手段として、携帯電話やインターネットなどWebの効果的な活用をすことと、魅力ある取組みとして伝わるように、事業の報告など視覚的にも訴えられるような情報を提供していきます。		

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 259

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		総合相談件数(ゆうライン、専門相談、ケース支援の総数)	21,500	件	5,461
		子育て相談サロンの実施	140	回	1,859
		その他 ()			0

(2) 事業実績

子ども家庭支援センターにおいて、他機関と連携し、子どもと家庭の総合相談、子育て支援サービスの提供・調整、地域活動支援を行いました。また、効果的な支援のために、相談員間での共通理解を図りました。子ども家庭支援センター・ゆうライン周知への工夫、保健センターとの連携による子育て相談サロンの運営、子育て支援講座の開催等にも取り組みました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	来所相談が増加し、より深い情報を得られ家庭支援・介入がしやすくなりました。子育て相談サロンについては、親子関係の調整を図れる場として、コミュニケーションスキルが向上し、同様な子育ての不安を抱える親との話し合いや、専門家との相談の中で育児不安の軽減が図られた親子も多くいました。一方で、子育て相談サロン終了後もまだ不安が残る保護者は増加傾向にあり、地域に繋げるまでの受け皿としての居場所が必要となってきています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	相談することにより相談内容が整理できてよかった、夜7時まで、また土日も相談できてよかったという意見がありました。子育て相談サロンについては、実際に利用した母親から安心して子育てできるようになった。他のお母さんとも気楽に話しができるようになったとの感想が寄せられました。
	今後の予測	電話・面接相談、専門相談、サービス利用、子育て相談サロン、ひとり親相談等、様々な経路からの相談が可能となり、また、児童福祉法25条による要保護児童対策地域協議会の活用により、関係機関との連携を深め、虐待・養育困難家庭の早期発見、早期支援が増加する見込みです。

評価と課題

子ども家庭支援センターにおいて、総合相談、サービス提供・調整等を行うことにより、広い間口で子育て相談を受けることから、虐待・養育困難家庭の早期発見や迅速な支援を行い、問題の深刻化の防止につなげました。今後も虐待・養育困難家庭の相談対応件数の増加に対応するため、子育ての総合相談機関として、軽易な相談から、専門相談、養育困難家庭支援、未然防止を含めた虐待防止支援等、関係機関と連携しながらきめ細かく対応していきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
			II 事業の改善	○ 事業内容の変更		○ 実施方法の変更

各種相談サービスや在宅サービスなど、各事業の広報物の発行や関係機関へのPRを強化します。

子育てに不安感・負担感がある保護者が連続講座の受講や子育て相談サロンの継続参加をきっかけに、子育ての力が身につく、気持ちの安定や周りへの関心が高まり、前向きな様子が見られるようになりました。

子育て相談サロンの開催を曜日ごと年齢の近い子どもどうしで振り分けることで、参加者がより課題を共有しやすくなるようにすると共に、グループ終了後も安心して子育てを行えることも視野に入れながら支援していきます。

専門相談は、一定の継続相談により見守ることで、相談者の中での問題の軽減につながるように努めて行きます。

また、関係機関との分担の中で果たすべき機能、役割について、新たな地域子育て支援サービスに係る拠点に関する議論を踏まえ、検討するとともに、現在提供しているサービスについて、今後は、身近な地域で実施することなども検討します。

子どもに「ゆうライン」事業の事業の周知徹底を図り、困った時にいつでも相談できる場所として浸透するようにPRを工夫します。

特記事項

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 260

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		子どもショートステイ事業の実施	263	日	7,125
(2) 事業実績	その他 ()				0
	保護者の病気等で一時的に養育困難となった子どもについて、児童養護施設等に短期間の入所を委託する事業を行いました。 インフルエンザ等の感染症流行時期には、利用申請が減少しました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	養育困難、親の疾病・精神疾患、親子関係悪化等による利用が増え、長期化や頻回利用になる傾向がある中で、保護者の育児不安や精神的ストレスを和らげ、子育て環境の悪化を防ぐための支援策として、利用要件・日数の見直しを行ないました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	出張など仕事でも預かって欲しい、7日以上預かって欲しいなどの要望がありました。
	今後の予測	緊急ケース対応や養育困難を理由とした利用については、増加が予測されます。
評価と課題		ショートステイは、緊急避難的な支援であり、虐待・養育困難家庭への対応が求められる中、保護者の負担感、不安感が改善できるサービスとして、一層の充実が求められています。また、出張や7日以上預かりなどの要望もあり、いざという時の預け先を確保し安心を得たい利用者のニーズを考慮して、利用要件・日数の見直しを行います。 ショートで頻回に預かりを希望する保護者もいるため、保護者の状況と支援の必要性を見極め、さまざまな子育て支援を活用して育児不安の軽減に繋げることが必要です。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ 廃 止
	II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ○ 実施方法の変更	
	<p>保護者の疾病や育児不安等、養育困難を抱えた保護者の利用が多いため、事業を安定的に実施するためには、委託施設との情報共有、綿密な連携が不可欠です。今後も定期的に事業打合せ(健康調査票の作成、申込時の聞き取り項目の確認等)を行っていく必要があります。</p> <p>家庭状況の不安定さが続いた後の預かりなどの場合、ショートステイ中に発熱など子どもが体調を崩す場合があります。保護者または、保護者が指定した人による迎えを原則としていますが、申請時に事故や病気のときの対応について、明確にすることを徹底します。</p> <p>流行性疾患等の感染のため、利用を中止せざるを得ない場合、及び現施設が区最北端にあることを考え、利便性の高い地域での実施を図るなど、代替サービスについて検討する必要があります。</p>		

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 261

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		虐待、養育困難ケースの受理・支援	347	件	0
		杉並区要保護児童対策地域協議会(会議・講演会・研修等)	117	回	1,996
		グループカウンセリング・保護者のこころの相談	179	回	4,770
		要支援家庭育児支援ヘルパー	12	世帯	406
		その他(訪問育児サポーター)	3,575		
	(2) 事業実績	社会全体の深刻な問題となっている児童虐待を未然に防止するための取組として、要支援家庭に対し専門的知識を有する相談員を派遣するほか、専門研修を受講した子育て経験者が1歳までの子がいる家庭を訪問して、保護者の育児技術の向上と子育ての不安感・負担感の解消を図る訪問育児サポーター事業を新たに実施するなどの対策を、総合的に進めました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	内 容
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	児童虐待への住民の関心が高まり、虐待の第一の通告・相談窓口としての子ども家庭支援センターの周知がすすみました。乳幼児健診未受診者対応で保健センターや主任児童委員と、出欠情報提供で小中学校や保育園等と、他機関と連携しながら児童虐待対策、予防をしています。23年度は、訪問育児サポーター事業の新規開始、要支援家庭育児支援ヘルパーを拡充により更なる児童虐待対策(未然防止)がすすみました。
	今後の予測	自分から相談来所できないときでも訪問してもらえ、子どもからも話を聞いてもらえる、各種サービスが使える、19時まで、または土曜日に開庁していて便利、等の声があります。支援家庭にはひとり親家庭も多く、母子自立支援員を含む相談体制によりきめ細やかな支援ができます。
	今後の予測	不安定な経済状況を背景に、今後も引き続き虐待や養育困難家庭の相談は増加すると予想されます。子ども家庭支援センターとして、児童虐待の相談・連絡に適切に対応していく体制強化が求められます。また同時に、児童虐待を未然に防止するための取組みが重要であり、妊娠期からの相談支援体制の整備等を具体化していきます。
	評価と課題	児童虐待を未然に防止するためには、区及び関係機関の一層の連携・協力により、妊娠期からの継続した子育て家庭に対する支援の充実を図ることが重要です。そのため、平成23年度は、児童福祉法に基づく杉並区要保護児童対策地域協議会における支援の仕組みの強化策や、妊婦向け相談窓口案内カードの作成・配布などを通じた、妊娠期からの相談支援体制の充実に向けた検討を進めてきており、平成24年度以降その具体化を図っていきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	● 拡 充	○ 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更		● 実施方法の変更	
	23年度は、訪問育児サポーター事業の新規開始や要支援家庭育児支援ヘルパーの拡充等で児童虐待未然防止の強化が図られました。今後も未然防止の視点に立ち、特に保健センターと連携した要保護児童・要支援児童・特定妊婦への取組みをすすめていく必要があります。 取組み事業の増加により事務量が增大している実情があり、都の新規事業である虐待対策コーディネーターの活用等も視野に入れながら、有効な役割分担、組織体制の強化を図ります。 センター内の体制においては、各サービス(ゆうライン相談、子育てサロン利用、ひとり親支援、未然防止事業等)間の情報を共有できるシステム、記録管理を工夫し、的確な支援を早期に効率的に行えるようにします。 さらに、児童相談所の都から区への移管をめぐる議論を見据えつつ、新たな地域子育て支援サービス拠点と児童虐待対応機関等との関係についても検討を行い、児童虐待予防のための子育てセーフティネットの構築をめざします。					

特記事項	内 容
	複雑なケース、緊急対応・判断を要するケース等に対し、責任を持った判断をするため、より一層機動性の高い組織作りを行う必要があります。

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	子育て支援ヘルパー			款	4	項	2	目	1	事業	9	整理番号	262	
担当部課名	保健福祉部子育て支援課			係名	子ども家庭支援係			連絡先電話番号	4400			昨年度整理番号	269	
(平成23年度担当部課名)				保健福祉部子育て支援課					予算事業区分	既定事業				
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	14	年度									<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理			(1) 杉並区産前・産後支援ヘルパー実施要綱 (2)									
	妊娠がわかった時点から、出産後退院した翌日より2ヶ月以内(多胎の場合は出産後1年以内の人)で日中家族から支援が得られず、家事、育児が困難となっている家庭。													
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	育児や家事を手伝い、子育ての助言や相談にのる事で、肉体的・精神的に母親を支え、安心して育児ができるようにします。			活動指標名(式)									
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○妊娠中の体調不良時等に家事援助を行うヘルパーを派遣する。 ○出産後間もない母親や乳児の身の回りの世話をを行うヘルパーを派遣する。			成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 産前・産後支援ヘルパー派遣世帯数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等										
区分	単位	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		計画(目標値)に対する23年度の達成率 %		
		実績		計画		実績		計画(目標値)		実績		24年度計画		
指標	活動指標(1)	①	人	3,802	3,812	3,876	3,855	3,996	3,960	103.7				
	活動指標(2)	②												
	成果指標(1)	③	世帯	189	216	170	220	131	220	59.5				
	成果指標(2)	④												
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	2,482	3,004	2,711	2,506	1,815	2,528	23年度予算執行率% 72.4				
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 杉並区要支援家庭育児支援ヘルパー事業は、平成23年度から「児童虐待対策」に移行。このことに伴い、国からの補助金等の対象外となった。				
	(内)委託費	⑦	千円	2,294	2,742	2,487	2,232	1,541	2,254					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.10 1.20	0.10 1.20	0.10 1.20	0.10 1.20	0.10 1.20	0.10 1.40					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	888	892	892	890	890					890
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	3,352	3,540	3,540	3,696	3,696					4,312
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	6,722	7,436	7,143	7,092	6,401	7,730					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	1,768	1,951	1,843	1,840	1,602	1,952					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	22	37	22	0	0					0
		国からの補助金等	⑭	千円	118	100	256	0	0					0
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0					0
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0					0
特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯		⑰	千円	140	137	278	0	0	0					
差引:一般財源⑰-⑬		⑱	千円	6,582	7,299	6,865	7,092	6,401	7,730					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.3	0.5	0.3	0.0	0.0	0.0						

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 262

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		産後ヘルパー派遣	938	日	1,745
		産前ヘルパー派遣	31	日	70
		その他 ()			0

(2) 事業実績
妊娠中の体調不良時等の家事援助、出産後間もない母親や乳児の身の回りの世話と育児相談を行うヘルパーを派遣する事業を行いました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	産前・産後支援ヘルパー派遣は、平成14年度事業開始。運営困難から委託事業所が1所減少し、平成23年度から3事業所で実施しています。子育て応援券を利用する世帯が多いため、平成23年度は、出生時の無償応援券の交付が1万円分に減額したことが影響したためか、利用実績が例年より減少しました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	幼稚園・保育園への送りのための早朝実施、産後3ヶ月程度までの期間の延長を望む声があります。また、父親分の洗濯をして欲しい、居室以外を掃除して欲しい、利用費用を収入に応じた金額として欲しい等の声もあります。
	今後の予測	平成24年度は、出生時の子育て応援券の無償交付の金額が4万円に増額となるため、産前・産後支援ヘルパーの利用申請は増加が予想されます。
評価と課題		<ul style="list-style-type: none"> 産前・産後支援ヘルパー派遣は、現在は3事業所であるため、申請が増加した場合に十分対応が可能なように、ヘルパーの増員を図ることが課題です。平成24年度は、ヘルパーを対象とした研修内容の見直しを図り、充実を図っています。 母子健康手帳配布時に事業案内のチラシを渡していますが、気付かない人も多いようです。産院、助産院にもチラシを配布するなどの周知方法の検討が必要と思われます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更		<input type="radio"/> 実施方法の変更	
	<ul style="list-style-type: none"> 産前産後支援ヘルパー事業の受託事業所3事業所は、充実したサービス提供への意識が非常に高く、事業所からの虐待未然防止に向けたきめ細やかな情報提供があります。今後も、安心した子育て環境の整備に向けて、事業者との連携を図ります。 産前産後支援ヘルパーは、ヘルパー等の資格がなくても、「乳幼児の養育経験があり、区が実施する研修又は同等の研修を受けた者」が行えます。区では、年1回、広報等で産前産後支援ヘルパー協力者の募集を行い、区民への協力を求めています。しかし、事業所に所属し研修を受講しても、いつ派遣申込みがあるか予測がつかなく、安定した就労に結びつかないこと等から、事業所への定着はよいとは言えない状況です。さらに広く区民への協力を求めるためには、募集についての周知の充実を図る必要があります。 事業所に支払われる金額は、利用料が1時間あたり1,500円、運営管理費が1世帯1日あたり300円ですが、介護保険サービスなどの他のヘルパー派遣料金と比較して安価であるため、ヘルパーの質の確保の観点から、利用料・運営管理費の見直しが必要と思われます。 					

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		ひとり親家庭等支援		款	4	項	2	目	1	事業	10	整理番号	263	
担当部課名		保健福祉部子育て支援課		係名	子ども家庭支援係		連絡先電話番号	4400		昨年度整理番号	270			
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部子育て支援課		予算事業区分				既定事業						
事業開始		昭和	▼	58	年度		<input type="checkbox"/> 主要事業							
事務事業の概要	対象		<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理		根拠法令等		(1) 杉並区ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業実施要綱・要領 (2) 杉並区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱・要領							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○ひとり親家庭の家事・育児等の負担の軽減を図ります。 ○ひとり親家庭の親子に休養の機会と場を提供することにより、ゆとりある子育てができます。		活動指標名(式)		(1) ホームヘルプサービスの利用回数 (2) 休養ホーム利用者数							
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○ひとり親家庭に、ホームヘルパーを派遣する。 ○ひとり親休養ホームの利用料金の一部を助成する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
					成果指標名(1)		ホームヘルプサービスを利用した世帯数							
				算定式・指標の説明等										
				成果指標名(2)										
				算定式・指標の説明等										
区分		単位	21年度		22年度		23年度		24年度		計画(目標値)に対する23年度の達成率 %			
			実績		計画		実績		計画(目標値)		実績		計画	
指標	活動指標(1)		①	回	2,490	2,955	2,259	2,865	2,584	2,844	90.2			
	活動指標(2)		②	人	1,616	1,365	1,329	2,210	1,376	1,620	62.3			
	成果指標(1)		③	世帯	40	55	34	55	41	55	74.5			
	成果指標(2)		④											
総事業費・コスト把握	事業費		⑤	千円	19,206	23,680	18,548	22,294	19,372	22,317	23年度予算執行率% 86.9			
	(内)投資的経費等		⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内)委託費		⑦	千円	13,112	18,326	13,548	16,700	14,526	16,597				
	職員数(常勤 非常勤)		⑧	人	0.50 0.00	0.50 0.00	0.50 0.00	0.50 0.00	0.50 0.00	0.50 0.00				
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)		⑨	千円	4,440	4,460	4,460	4,450	4,450	4,450			
		(内)非常勤職員分		⑩	千円	0	0	0	0	0	0			
	総事業費⑤+⑨+⑩		⑪	千円	23,646	28,140	23,008	26,744	23,822	26,767				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①		⑫	円	9,496	9,523	10,185	9,335	9,219	9,412				
	財源	受益者負担分		⑬	千円	1,671	220	1,283	220	759	220			
		国からの補助金等		⑭	千円	0	0	0	0	0	0			
都からの補助金等		⑮	千円	0	0	0	0	0	0					
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	1,671	220	1,283	220	759	220					
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	21,975	27,920	21,725	26,524	23,063	26,547					
受益者負担比率⑬÷⑪		⑳	%	7.1	0.8	5.6	0.8	3.2	0.8					

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 263

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		ひとり親家庭等ヘルパー利用日数	2,584	日	14,504
		休養ホーム(宿泊・日帰り)利用者数	1,376	人	4,826
		その他(自主グループ支援謝礼金ほか)			42
	(2) 事業実績	義務教育終了前の子どもがいるひとり親家庭が、就労、修学、傷病等で日常生活に支障をきたしている場合に、家事や育児などを行うホームヘルパーを派遣する事業を行いました。また、ひとり親家庭に休養の機会と場所を提供するため、休養ホームの利用料の一部を助成しました。ひとり親家庭同士の交流や拡がるように交流の催しを実施しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成9年4月作成した派遣基準については、平成12年度に基準の見直し及び派遣時間帯の拡大を行いました。平成17年3月、それまで2・4・8時間の3段階だった派遣時間を2時間以上の1時間刻みの7段階に変更し、帰宅の遅いひとり親のため、派遣時間を、夜8時から10時までに延長するなど事業の改善を行いました。 平成18年度からは以前行っていた日帰り施設を復活させ、ディズニーランド・ディズニーシーどちらかの補助利用券を交付しています。	
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	派遣期間3年を超えると利用ができなくなるが、子どもが低年齢の場合は期間を延長して欲しいという声や、急病や残業による急な予定変更に対応して欲しいといった要望がありました。 休養ホーム(日帰り)利用料金の助成額が減額になってしまって、残念という意見がありました。	
	今後の予測	ひとり親世帯が増加している中、ひとり親家庭が置かれている状況も様々であり、今まで以上に派遣期間や派遣時間等、各家庭の状況に応じたきめ細かなサービスの提供が求められると思われれます。 休養ホーム事業の宿泊の利用者数は減少傾向にありますが、日帰りの利用者数は増えていくと思われれます。	
	評価と課題	ひとり親家庭へホームヘルパーを派遣するにあたっては、それぞれの家庭状況に応じた派遣に努めたことにより、ひとり親家庭における子どもの生活の安定が図られました。ひとり親家庭が増加している現状を踏まえ、ヘルパー派遣利用を拡大していく必要がある一方で、ヘルパー派遣事業者が少しずつではあるが減少傾向にあるため、新たな事業者確保に向けた取り組みが必要となっています。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更	<input type="radio"/> 実施方法の変更		
	<p>現在、ヘルパー派遣は子どもが低年齢である世帯が多く利用しています。しかし、派遣期間が原則3年間であるため、3年が経過してしまうと、子どもが低年齢でヘルパー派遣が必要であっても利用できない状況にあり、派遣期間等の内容の見直しが必要です。</p> <p>ひとり親家庭が増えているにもかかわらず、ホームヘルパー派遣の利用世帯の伸びは見られません。平成22年度に実施した「ひとり親家庭アンケート調査」によると、ひとり親家庭の親が仕事先から帰宅する時間を見ると“夜7時以降”が18%といった結果もあることから、ホームヘルパー派遣を必要としているひとり親世帯のうち、サービスを利用していない世帯が多くいることが考えられます。サービスの周知方法を検討し、ヘルパー派遣を必要としている世帯の利用拡大を図ります。</p> <p>また、減少傾向にあるヘルパー事業者の拡大にも取り組みます。</p> <p>平成22年度に実施した「ひとり親家庭アンケート」の結果を踏まえ、ひとり親に対する施策についての情報提供の充実を図るとともに、ひとり親が抱える悩みや課題を把握し少しでも施策に反映できるよう努めます。</p> <p>ひとり親家庭の仲間づくりのための催しを、より参加しやすい内容とし、ひとり親家庭同士の交流が拡がるよう支援します。</p>					

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		児童扶養手当支給		款	4	項	2	目	1	事業	11	整理番号	264
担当部課名		保健福祉部子育て支援課		係名	子ども医療・手当係		連絡先電話番号	1364		昨年度整理番号	271		
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部子育て支援課		予算事業区分				既定事業					
事業開始		昭和	▼	36	年度		<input type="checkbox"/> 主要事業						
事務事業の概要	対象		<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理		根拠法令等		(1) 児童扶養手当法 (2) 児童扶養手当法施行令						
	18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭の父または母(あるいは養育者)【(所得制限があります)】												
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		〇ひとり親家庭等が安定した生活を営むことにより、自立を図ります。		活動指標名(式)		(1) 児童扶養手当受給児童数 (2) 児童扶養手当支給額						
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		〇ひとり親家庭等に所得に応じ、児童扶養手当を支給する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標						
				成果指標名(1)		(代)児童扶養手当認定受給者数							
				算定式・指標の説明等		当該年度末現在数							
				成果指標名(2)		(代)現況届回収率							
				算定式・指標の説明等		現況届回収数÷現況届発送数×100							
区分		単位	21年度		22年度		23年度		24年度		計画(目標値)に対する23年度の達成率 %		
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績				
指標	活動指標(1)	① 人	2,496	2,540	2,601	2,655	2,642	2,781	99.5				
	活動指標(2)	② 千円	814,808	868,561	828,185	847,350	853,401	878,695	100.7				
	成果指標(1)	③ 人	2,385	2,545	2,475	2,586	2,494	2,644	96.4				
	成果指標(2)	④ %	99.1	100.0	99.3	100.0	98.0	100.0	98.0				
総事業費・コスト把握	事業費	⑤ 千円	814,808	851,314	830,655	856,727	855,778	881,088	23年度予算執行率%		99.9		
	(内)投資的経費等	⑥ 千円	0	0	0	0	0	0	特記事項				
	(内)委託費	⑦ 千円	1,640	1,481	1,229	1,220	1,220	1,339					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧ 人	3.22 0.21	3.40 1.21	3.40 1.40	3.40 1.40	3.05 1.40	3.00 1.20					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨ 千円	28,590	30,328	30,328	30,260	27,145					26,700
		(内)非常勤職員分	⑩ 千円	587	3,570	4,130	4,312	4,312					3,696
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪ 千円	843,985	885,212	865,113	891,299	887,235	911,484					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫ 円	338,135	348,509	332,608	335,706	335,819	327,754					
	財源	受益者負担分	⑬ 千円	0	0	0	0	0					0
		国からの補助金等	⑭ 千円	272,275	289,520	277,579	282,449	284,518					292,898
		都からの補助金等	⑮ 千円	40	35	44	35	40					45
		その他の補助金等	⑯ 千円	0	0	0	0	0					0
		特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰ 千円	272,315	289,555	277,623	282,484	284,558					292,943
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱ 千円	571,670	595,657	587,490	608,815	602,677	618,541					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑳ %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 264

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
		児童扶養手当支給(1,979世帯)	2,642	人	853,401
		その他 ()			2,377
	(2) 事業実績	<p>平成22年度から支給対象となった父子家庭も含め、ひとり親家庭等の所得制限内の保護者等に対し、児童扶養手当を支給しました。</p> <p>平成20年度から、受給開始から5年の経過による一部支給停止の制度が導入されましたが、就業・求職中である場合等については適用されないため、区では一部支給停止に該当する方を対象に就労セミナーを8月に開催しました。</p>			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<p>①平成8年には申請者の所得制限が、平成10年には申請者及び扶養義務者の所得制限が強化されると同時に未婚の認知条項が撤廃されました。</p> <p>②平成14年には認定・手当支給等の事務が都より移譲され、所得制限額・手当額の改正と母が受け取る養育費が所得算入されました。</p> <p>③平成15年には請求期限の事項撤廃と児童が受け取る養育費の所得算入の改正がありました。</p> <p>④平成20年には受給開始後5年の経過等により、一部支給停止の制度が導入されました。</p> <p>⑤平成22年度から父子家庭にも拡大されました。</p>
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>①所得制限額を緩和してほしい、</p> <p>②扶養義務者の所得を手当受給の要件から除外してほしい、</p> <p>③一部支給停止の制度導入により、将来の生活に不安がある、</p> <p>④不正受給の疑いを持たれる方の調査をしてほしい、などの要望などが寄せられています。</p>
	今後の予測	<p>離婚・未婚によるひとり親家庭等の増加傾向に伴い、受給者数が伸びることが今後も予測されます。また、深刻な経済不況により労働条件の悪化など、対象世帯の所得が低下することが考えられ、今まで全部停止や一部支給停止者が、一部支給や全部支給に変更になるなど、手当の負担額が増大する可能性があります。</p>
	評価と課題	<p>離婚等の増加に伴い、対象者が増加している中、この手当てにより、ひとり親家庭等の生活の安定や自立の支援に寄与しています。引き続き、受給資格がありながら申請漏れにより受給できないことがないよう制度周知に努めるとともに法改正(平成20年)により必要となったひとり親家庭等の自立について、ひとり親家庭支援担当との連携を深め、就労に向けた説明会や就労事業の紹介を実施するなど、就労の機会を拡大させることが必要となっています。</p>

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更	○ 実施方法の変更		
	<p>児童扶養手当法に基づく事業であり、地方分権により認定・支給事務は特別区の事務となりましたが、法律等に従って事業を実施する必要があります。事業内容や実施方法の大きな変更はありませんが、年々、支給対象者が増加しており、より効率的に支給事務ができるよう取り組んでいきます。</p>					

特記事項	
------	--